

「6-1. 後部反射器基準(UN-R3 関係)」

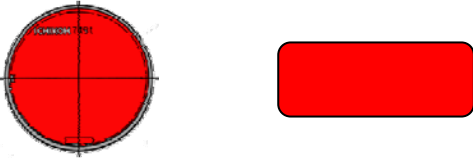
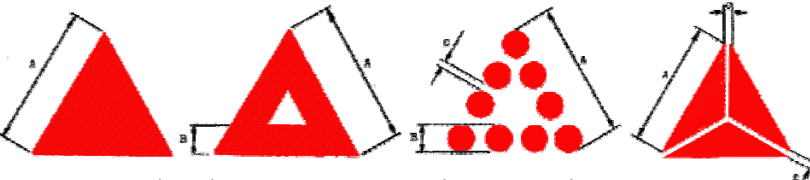
● 適用範囲

- 原動機付自転車に備え付ける後部反射器

● 改正概要

- 原動機付自転車に備え付ける後部反射器に、「反射器に係る協定規則(第3号)」の要件を新たに適用することに伴い、原動機付自転車の後部反射器について、形状及び寸法に係る規定のほか、色度特性(規定照射角における色度要件)や反射特性(観測角や照射角に応じた光度係数要件)等に係る技術基準について所要の改正を行うとともに、これら規定特性を測定するための試験方法を新たに導入する。

＜UN-R3に規定される後部反射器の種類＞

等級ⅠA 及びⅠB	 など ※反射部の形状が、容易に三角形と誤認されないもの
等級ⅢA 及びⅢB	 ※$150\text{mm} \leq A \leq 200\text{mm}$、$A/5 \leq B$、$C \leq 15\text{mm}$

※ 等級ⅠA 及びⅢA の後部反射器は、UN-R3 に定める防水性能を有する。

● 改正時期

平成 28 年1月(予定)

● 適用時期

新 型 車:平成 32 年6月 15 日以降(予定)

継続生産車:平成 32 年6月 15 日以降(予定)